

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等  
出張業務休止（廃止・再開）届出書

平成 年 月 日

福井県知事 殿

住 所

氏 名 ⑩

専ら出張のみによる業務を休止（廃止・再開）したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第23条後段（第27条において準用する同施行規則の第23条後段）の規定により次のとおり届け出ます。

休止（廃止・再開）年月日	平成 年 月 日		
法第1条に規定する業務の種類	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師		
休止予定年月日	平成 年 月 日まで		
休止（廃止・再開）の事由			
免 許	免許の種類	免許証の番号	免許の年月日
	あん摩マッサージ指圧師	第 号	年 月 日
	はり師	第 号	年 月 日
	きゅう師	第 号	年 月 日

注 平成4年9月30日以前に免許を受けた者については、免許証の番号欄に免許を受けた都道府県名を記入すること。